

徳島県告示第四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、指定介護機関として、次のとおり指定した。
令和二年一月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
社会福祉法人徳島愛光会	三好郡東みよし町足代一七三六一	特別養護老人ホームみよし苑	三好郡東みよし町昼間七七一	介護予防短期入所生活介護	令和元年十月二十六日